

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

募集要項等に関する質問に対する回答

第2回

- ・高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業募集要項等について、令和8年6月2日から令和8年6月4日までに寄せられた質問の回答を公表します。

令和8年7月1日

高松市

■募集要項等に関する質問に対する回答

No.	該当資料名	頁	該当項目	質問内容	回答
1	要求水準書	17	空調設備、換気設備の一般的要件	<p>要求水準書において、「ヒートポンプエアコンはグリーン購入法や環境省LD-Tech認証制度に適合した機器を選定」と記載されていますが、令和8年2月にグリーン購入法の基本方針改定により、業務用エアコンについて「常時監視システム」を備えていることが判断基準に追加されています。常時監視システム（遠隔監視）の導入は、費用への影響が大きいため、以下の点についてご教示ください。</p> <p>本事業の要求水準書において、遠隔監視について要求は示されていないと認識しております。そこで遠隔監視を実施しない場合でも、現地取得や定期的な確認・報告によりモニタリングなどの要求水準を満足すれば問題ないでしょうか。ただし、空調設備を集中監視（管理）し、運転状態の管理ができる機器は設置予定です。</p>	<p>本事業においては、常時監視システムを使用することを必須要件とはしません。</p> <p>なお、本回答は、常時監視システムや空調設備を集中監視する機器等の設置を妨げるものではありません。より効率的かつ効果的に空調設備の性能及び機能を維持するための提案を期待します。</p> <p>上記の点を除き、「環境物品等の調達に関する基本方針（令和8（2026）年2月）」（以下「基本方針」という。）に適合した機器を選定するものとします。また、基本方針において判断の基準の対象外とされている機器を選定する場合には、適合可能な要件について、EHPは基本方針の「10-1 エアコンディショナー」、GHPは基本方針の「10-2 ガスヒートポンプ式冷暖房機」又は「21. 公共工事」の「空調用機器 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」に示される判断の基準に適合する性能水準を有する機器を選定するものとし、提案時に判断の基準への適合状況を確認できる資料を提出するものとします。</p>
2	要求水準書	17	空調設備、換気設備の一般的要件	<p>要求水準書において、「ヒートポンプエアコンはグリーン購入法や環境省LD-Tech認証制度に適合した機器を選定」と記載されていますが、環境省LD-Tech認証制度に対応した停電自立型GHPメーカーは少なく、幅広くメーカーを活用するとともに機器導入コストの低減を図る観点から、認証制度の基準（APFp：2.09）に近い機器（APFp：2.00以上）などを活用することは可能でしょうか。</p>	<p>導入する機器については、可能な範囲でメーカーを統一するものとします。</p> <p>ただし、停電対応型GHPについては、提案上限額の範囲内で空調設備の調達・設置を実現するためにやむを得ない場合には、環境省LD-Tech認証製品ではない機器であっても、その基準に近い性能を有する機器（APFp：2.00以上）の選定を許容することとします。なお、LD-Tech認証製品ではない機器を選定する場合には、LD-Tech水準表に示された指標について、当該機器の指標値を確認できる資料を提出するものとします。</p>
3	実施方針等に関する質問及び意見に対する回答（令和8年2月3日）	5	No. 20	<p>前回質問の回答で「既存照明の3分の1程度（最低2系統）に電源を供給することを想定」とありますが、停電自立型GHPの発電で供給できる電流容量に限りがあり、LED照明の点灯時に発生する突入電流によってGHPが停止する可能性があります。電流制限などの調整の結果、同時点灯できる照明数が「3分の1程度」を下回る構成となっても、要求水準を満足するものとして扱ってよろしいでしょうか。</p>	<p>停電時電源供給先の詳細は、各学校の設備等の状況を踏まえ、市と協議のうえ決定するものとします。「実施方針等に関する質問及び意見に対する回答 第1回」の実施方針等に関する質問に対する回答No. 20及び要求水準書（令和8年4月28日修正）「Ⅲ2(2)③災害時熱源対策」に示す設備に電源を供給できない場合であっても、各学校の設備等の状況を踏まえた適切な検討を行い、市と協議のうえ、承認を得ていれば、要求水準未達とはしません。</p>